

令和3年11月2日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

## 指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

厚生労働省健康局難病対策課長

指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等の改正等について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）に基づく医療費助成の対象疾病については、最新の研究成果等を踏まえ、令和3年11月1日から6疾病追加することとしました。

これにあわせて、指定難病の診断基準及び重症度分類等（以下「診断基準等」という。）並びに診断書（以下「臨個票」という。）の様式についても、最新の医学的知見等を踏まえて見直しを行いました。

このため、下記1から3までに掲げる告示及び通知の改正について、法第7条に基づく支給認定に関する事務を行う都道府県及び指定都市に対して周知を行いました。

つきまして、貴会からも、都道府県医師会を通じ、法第6条に基づき指定難病に関する診断を行う難病指定医及び協力難病指定医へ周知いただけるよう、御配慮方よろしくお願いいたします。

なお、下記2及び3により改正された診断基準等及び臨個票については、下記4のリンク先に電子媒体を掲載していますので、周知に当たりご活用ください。

### 記

1. 「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第372号）
2. 「「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の改正について」（令和3年10月13日付け健発1013第3号厚生労働省健康局長通知）
3. 「「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について」（令和3年10月13日付け健難発1013第1号厚生労働省健康局難病対策課長通知）
4. リンク先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>